

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認四国地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 3件

## 四国（高知）厚生年金 事案 1249

### 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和18年4月1日に労働者年金保険（現在は、厚生年金保険）被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所（当時）に対し行ったことが認められ、申立人のA社（後に、B社）における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、19年8月15日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、30円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から19年8月15日まで

私は、昭和18年4月に、4、5人のC県出身者と共にD県に在ったA社に就職し、19年の盆に休みをもらって帰郷するまでは同社に勤務していたため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録は確認できなかったものの、厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）及び労働者年金保険被保険者台帳索引票において、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日で、同社における資格取得日が昭和18年4月1日と記載され、資格喪失日が記載されていない基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

一方、昭和18年4月1日から19年7月15日までA社で勤務していたとする同僚は、申立人と同時期に入社し、自身の退社日において申立人が同社に勤務していたことを記憶している上、18年4月1日から19年5月30日までの期間において、同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、申立人より先に退社したと回答している。

また、申立人のA社における入社から退社するまでの間の勤務実態や生活状

況に係る供述は具体的であり、不自然な点が見られない上、一緒に入社した同僚として申立人が名前を記憶している二人は、旧台帳により昭和 18 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人は、申立期間において A 社に勤務していたことが推認できる。

さらに、申立人に係る旧台帳には、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿が、昭和 20 年 6 月 1 日に焼失したことを理由として、全部照合不能台帳に認定された旨の記載が確認できる上、現存する同社に係る同被保険者名簿（記載されている事業所記号は、B 社のもの。）は、旧台帳で同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる多数の被保険者が記載されておらず、完全に復元されたものとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は、申立人に係る記録であること、及び事業主は、申立人が昭和 18 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所に対し行ったことが認められ、また、申立人の A 社における同被保険者の資格喪失日は 19 年 8 月 15 日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の旧台帳の記録から 30 円とすることが妥当である。

## 四国（香川）厚生年金 事案 1251

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 8 月 9 日は 1 万 8,000 円、同年 12 月 13 日は 28 万円、17 年 8 月 1 日は 33 万円、同年 12 月 16 日は 22 万円及び 18 年 8 月 4 日は 30 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 8 月 9 日  
② 平成 16 年 12 月 13 日  
③ 平成 17 年 8 月 1 日  
④ 平成 17 年 12 月 16 日  
⑤ 平成 18 年 8 月 4 日

申立期間に A 社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録に反映されていないため、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、④及び⑤について、申立人から提出された給料支払明細書(賞与)により、申立人に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これら標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、上記給料支

払明細書（賞与）により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は1万8,000円、申立期間④は22万円及び申立期間⑤は30万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②及び③について、A社に係る同僚事案において同社から提出された賃金台帳によると、当該同僚は、申立期間②及び③において同社から賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立人から提出された給料支払明細書、オンライン記録の申立人の標準報酬月額及び前述の賃金台帳に基づき、平成16年及び17年中に申立人に支払われた給与並びに申立期間①及び④に支給された賞与から控除された社会保険料のそれぞれの年間合計額と、申立人から提出された16年及び17年分の源泉徴収票に記載された社会保険料額を検証したところ、算出される額は、申立期間②は28万円、申立期間③は33万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料控除額であることが推認できる。

さらに、前述の推認される標準賞与額、申立人から提出された給料支払明細書及び給与振込額から算出される年間給与収入額を合算した金額は、源泉徴収票で確認できる年間給与収入額と申立人に支給されたと考えられる通勤手当の年間合計額を合算した金額とおおむね一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社から、申立期間②は28万円及び申立期間③は33万円の賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

- 3 なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 四国（愛媛）厚生年金 事案 1253

### 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和20年4月16日であると認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和18年8月から20年3月までの標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和元年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年8月1日から20年8月15日まで

私は、学校を卒業した昭和17年3月から、工場が焼失した20年4月15日まで、A社において、Bの組立てを行っていた。空襲の被害を受け帰省していたが、同年6月頃に工場が再開したことを聞き、上京しようとするも、列車が空襲に遭い、再び帰省した。その後は、兵役も近づいていたので、家の農業を手伝い、昭和20年8月の終戦を迎えた。

資格喪失日が昭和18年8月1日となっているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の「A社のC工場において、Bの組立てに従事した。昭和20年4月15日の空襲により、住居及び工場が焼失し、Dに帰省した。」旨の詳細な供述は、同社の社史の内容と一致していること、及び申立人が同じ日に入社し空襲で同工場が焼失するまで一緒に勤務していたとして氏名を挙げた同僚は、既に死亡しており証言を得ることができないものの、厚生年金保険被保険者台帳により、当該同僚は、申立期間について被保険者記録が継続していることが確認できることから判断すると、申立人は、少なくとも空襲のあった同年4月15日までは同工場に勤務していたと推認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人は、昭和17年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、18年8月1日に同資格を喪失していることが確認できるが、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は確認できない上、厚生年金保険被保険者台帳には資格取得日が17年3月26日と記載されている一方、資格喪失日は記載されておらず、オンライン記録とその基

となるべき同名簿及び同台帳の記録が相違している。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所となったときに作成された健康保険労働者年金保険被保険者名簿について、日本年金機構E事務センターは、「申立人と同日の昭和17年3月26日資格取得者の同名簿は、全て現存しないものと推測する。同名簿の整理時及び書換時における散逸、または戦災による焼失、散逸等が考えられる。」旨回答している。

さらに、現在保管されている健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、後に、復元のために作成されたものと推認されるところ、オンライン記録においてA社における被保険者記録が確認できるが、同名簿において氏名が確認できない者や、同名簿において氏名が確認できるが、オンライン記録において被保険者記録が確認できない者が見受けられることから、記録管理が適切に行われていたとは言い難い。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録の誤りの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による厚生年金保険被保険者名簿への記入漏れ、同名簿の焼失等の可能性が考えられるが、同名簿の焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も同名簿の完全な復元を成し得ない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

これらを踏まえて本件を見るに、申立人が、空襲のあった昭和20年4月15日まで継続勤務した事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の被保険者資格喪失の記録は、事業主がその届出を行った後に消失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を保険出張所(当時)に対し行ったと認めるのが相当であり、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、空襲のあった日の翌日の同年4月16日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和44年法律第78号)附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和20年4月16日から同年8月15日までの期間については、申立人が、申立てに係る事業所に在籍していたことを確認できる資料及び同僚の供述もない上、申立人自身が、「空襲があった日まで勤務していた。」旨供述していることから、申立てに係る事業所において継続して勤務していたことを確認することができない。

このほか、申立人が当該期間において、A社に勤務し、厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 四国（香川）厚生年金 事案 1254

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 60 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 8 月 25 日

申立期間について、給与明細書によりA社から賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できるにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無いので訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された2004年（平成16年）7月の給与明細書から、申立人は、申立期間において、A社から賞与が支給され、標準賞与額（8,000円）に基づく厚生年金保険料を当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散しているため確認することできず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。



## 四国（香川）国民年金 事案 540（香川国民年金事案 475 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人の平成6年1月の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月

前は、A市を転出する際に国民年金保険料を納付したとの記憶をもとに申立てを行ったが、第三者委員会の調査の結果、申立期間は国民年金の未加入期間であり、当該期間の保険料を納付することができなかった事が判明したため、その記憶は、平成4年5月分の保険料を納付した時の記憶であったことが分かった。

今回、申立期間に係る国民年金の加入手続について、転出元のA市では、年金課の担当職員から、「年金手続は転入先でお願いします。」と説明を受け、転入先のB町（現在は、C市）では、担当職員に、「既に新しい会社に勤めているので、ここでは特に何もする必要はありません。」との誤った説明を受けたために申立期間に係る国民年金の加入手続を行うことができなかったことを思い出したので、申立期間を特例的に免除期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A市の国民年金被保険者名簿によれば、申立期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である上、国民年金に加入した記録の無い申立人に対して、申立期間の納付書が発行されたことをうかがわせる事情も確認できないこと、ii) 申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、iii) 申立人からの口頭意見陳述によっても、申立期間について、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとうかがわせるに足りる事情を見いだすことができないこと、iv) 申立人が申立期間の国民年金保険料を納

付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無いことなどから、既に年金記録確認香川地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成24年7月4日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「B町の担当職員に、『既に新しい会社に勤めているのでここでは特に何もする必要はありません。』と誤った説明を受けたために申立期間の国民年金の加入手続を行うことができなかったことを思い出したので、申立期間を特例的に免除期間として認めてほしい。」と主張しており、自ら、申立期間の国民年金の加入手続及び免除申請を行わなかったこと、すなわち、申立期間は国民年金の被保険者でなかったことを認めている。

そのほか、年金記録確認香川地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

なお、申立人は、当時の国民年金加入手続の運用上の過誤を主張して、申立期間を免除期間とするよう記録訂正を求めているが、年金記録確認第三者委員会は、当時免除されていたか否かを踏まえて年金記録の訂正の可否を判断するものであり、当時の国民年金加入手続の運用の可否を判断することはできない。

## 四国（高知）厚生年金 事案 1250

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 9 月から 58 年 9 月まで

申立期間については、A事業所（現在は、B社）に勤務し、厚生年金保険料も控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者として記録されていないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所の事業主の供述及び同事業所の従業員に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立期間当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人が、同事業所において勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A事業所の事業主は、「申立人が、厚生年金保険の加入を希望しない旨を申し出たため、申立人は厚生年金保険に加入していない。」と供述している上、同事業所の同僚二人は、「同事業所では、本人が申し出れば、厚生年金保険に加入させない取扱いがあった。」と供述している。

また、A事業所の従業員に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間に申立人の氏名等は確認できない上、健康保険整理番号に欠番は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

四国（高知）厚生年金 事案 1252（高知厚生年金事案 199 及び 661 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A組合が保管する資料によると、同組合に臨時的任用職員として勤務していた期間のうち、申立期間の1か月は、B会の臨時職員とされているにもかかわらず、A組合で厚生年金保険に加入とされている。

これまでの申立てでは、年金記録の訂正は認められなかったが、入手した新たな資料により、私が、申立期間においてB会の臨時職員であったことが明確になったため、調査の上、申立期間の年金記録を削除してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A組合が保管する回議書及び雇用記録を見ると、申立人は、申立期間において、B会からの無給嘱託職員として、同組合に勤務していた旨の記載が確認できるが、i) オンライン記録により、同会は、申立期間及びそれ以外の期間において厚生年金保険の適用事業所として確認できないこと、ii) 申立人及び複数の同僚は、申立人が申立期間を含む前後の期間において、同組合に継続して勤務していたと供述していること、iii) オンライン記録等において確認できる厚生年金保険被保険者期間と雇用保険の加入期間が一致していることなどから、既に年金記録確認高知地方第三者委員会（当時。以下「高知委員会」という。）の決定に基づき、平成 21 年 8 月 5 日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、市町村から入手した「申立人によるA組合の雇用記録訂正申出に関するメモ」において、「A組合から入手した回議書及び雇用記録の中で、私が同組合に臨時的任用職員で勤務していた期間のうち、『昭和 44 年 4 月の 1 か月間は、B会の臨時職員として、同会からの無給嘱託で同組

合に勤務。』とされている内容について、同組合が『雇用記録を訂正することはしない。』と発言していることが確認できる上、労働委員会による個別的労使紛争のあっせんにおいても、同組合は回議書の正当性を主張し、記録訂正を拒否したことから、当時、私が同会の臨時職員であったことが明らかになった。」と主張し、再度、申立てを行ったが、これらは、いずれも同組合が自ら作成した回議書及び雇用記録の内容を訂正しない旨の意思表示をしたことが確認できるにすぎないことなどから、既に高知委員会の決定に基づき、平成24年11月7日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、i) A組合から入手した雇用期間に係る回議書、ii) 相手方を同組合とした申立期間の回議書訂正調停に係る調停申立書、iii) 厚生年金保険資格確認請求に係る年金事務所の調査結果及び回答、並びに日本年金機構の却下通知により、申立期間において、B会の臨時職員であったことが明確になったと主張し、申し立てている。

しかしながら、申立人から提出されたA組合が作成した回議書により確認できる申立人の同組合における臨時職員としての雇用期間は、当初の申立てにおいて提出された同組合が作成した申立人の雇用記録と一致することが確認できるにすぎない。

また、申立人が相手方をA組合とした調停申立てについては、回議書によるA組合での雇用中断記録を継続雇用記録に訂正するよう求めたものであることが確認できるところ、同組合がC簡易裁判所調停センターに提出した回答書により、同組合は、「申立期間当時の経緯については、詳細を確認することが困難であるが、現存する回議書からは、申立人が申立期間において当組合の臨時職員であったとは認められない。」と回答していることが確認できるものの、回議書以外に申立人が申立期間において同組合に勤務していなかったことを確認できる新たな資料は無い。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格確認請求について、日本年金機構は、i) 申立内容を確認できる出勤簿、賃金台帳等の資料は無く、A組合が正当性を主張する回議書のみで判断できないこと、ii) 社会保険料は同組合から継続して徴収されており、勤務場所や業務内容も前後の期間と同じであったと推測されること、iii) 申立人が労働の対価として報酬を受けていたことが否定されることはないことから、同組合の回議書と厚生年金保険被保険者記録が相違することを理由として年金記録の訂正を行うことは必要ないと判断し、当該請求を却下処分していることが確認でき、当該却下処分の理由は、高知委員会の当初の結論と同じである。

このほか、高知委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録について訂正する必要は認められない。

## 四国（愛媛）厚生年金 事案 1255

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 9 月 1 日から 12 年 9 月 1 日まで

A社で代表取締役として勤務していた平成10年9月1日から12年9月1日までの標準報酬月額が10万4,000円に下がっている。当時、それ以上の収入があった上、その収入に係る厚生年金保険料を給与から控除され、納付していたので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

日本年金機構のオンライン記録によると、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額は、平成10年9月から11年11月までは59万円、同年12月から12年8月までは30万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（12年9月1日）の後の同年9月20日付けで、遡って10年9月から12年8月まで、10万4,000円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立期間及び前述の標準報酬月額の減額訂正処理日において、申立人が同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、A社に係る滞納処分票によると、前述の標準報酬月額の減額訂正処理が行われた当時、同社には厚生年金保険料を含む社会保険料の滞納があり、当該滞納処分票には、平成11年6月から12年10月までの期間において、申立人が社会保険事務所（当時）と当該滞納保険料の納付に関する交渉を多数にわたって行っていたことが確認できるところ、申立人は、自ら社会保険に係る事務を担当していたこと、及び同社が社会保険料を滞納していたことを認めていることから、申立人は同社の代表取締役として、申立期間に係る標準報酬月額の減額訂正について、一切関与していなかったとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負う代表取締役として、自らの標準報酬月額減額訂正に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立期間のうち、申立人から提出された平成11年2月分から同年6月分までの各月分及び同年8月分から12年8月分までの各月分の給与支給明細書により、給与から控除されている申立人に係る厚生年金保険料について、給与支給額の30万円に基づく保険料額が控除されている11年9月分から同年11月分までを除き、減額訂正後の標準報酬月額に基づく保険料額ではなく、減額訂正前の標準報酬月額に基づく保険料額が控除されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、上記のとおり、申立期間においてA社の代表取締役として社会保険事務に係る権限を有していたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、特例法第1条第1項ただし書の規定により、申立人は、「厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。